

～令和5年度 立科町空き家相談会（R5.10.3）～
@立科町

1 相談会の概要

空き家の活用、相談事業として立科町民向けアプリ及びHPにて事業について周知し、町外在住の建物所有者および管理者の方へ個別の通知を行ったところ、12組の申込みがあり、当日11組の方々に来庁頂きました。

事前に相談申込書を提出頂き、相談内容に応じて専門員である司法書士・宅建士と、空き家担当職員にて対応させて頂きました。

2 相談内容

来庁された多くの方が、除却、売却についてのご相談でしたが、抱えている状況、お悩みは異なりました。

（相談例）

【売却・賃貸について】

- 建物と敷地だけでなく、併せて農地も売却できるか
- 売却と賃貸、どちらが良いか
- 建物と敷地の所有者が異なるが売却できるか

【除却について】

- 建物の除却費用相場を教えて欲しい
- 除却費用が高いため、活用できる制度等あれば教えて欲しい
- 建物解体業者、家財を処理できる業者を紹介して欲しい

【維持管理について】

- 建物を取り壊した場合、どれくらい固定資産税があがるか
- 財産管理制度を活用できるか

【相続について】

- 相続登記が完了していない、又は未登記であるが売却は可能か
- 建物・土地の相続を放棄したい

3 相談対応後

ご来庁頂いた相談者の内、2組が立科町空き家バンクへの登録を検討しています。

また、除却、維持管理費用について概算や、削減するための具体的な方法等をご提案したことにより、実際に手続きを進めている相談者の方もいらっしゃいました。

4 今後について

不動産業者や法律家へ相談すること自体、ハードルが高く感じてしまうという相談者のご意見がありました。

今後も増加する空き家問題について、所有者・管理者の方々の第一歩、きっかけの場として相談会事業の定期開催を検討して参ります。

(相談会場の様子)

